

# ふるさと太子応援寄附協力事業者募集要領

太子町では、ふるさと納税を寄附いただいた町外在住の方に返礼品として地元の産品などを贈呈しています。

魅力的な返礼品を揃えて、町の魅力を全国に PR するとともに、寄附金を集め町の歳入を確保するため、ふるさと納税返礼品として地場産品をご提供いただける協力事業者を募集します。

## 1. 協力事業者の要件

下記の要件にすべて適合するものとします。

- ① 本社（本店）、支社（支店）、営業所のいずれかを太子町内に有する者
- ② 太子町の魅力を PR でき、迅速かつ確実に寄附者へ返礼品を提供できる者
- ③ 町税の滞納がない者（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）
- ④ 代表者等が太子町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない者  
※ 上記のほか、町長が協力事業者として適当と認めたもの。また、要件に適合しても、町長が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

## 2. 返礼品

下記の要件にすべて適合するものとします。

- ① 商品に関連する法令等を順守していること。
- ② 地場産品であること。

※地場産品とは（主に下記のとおり）

- ・ 太子町内において生産されたものであること。
- ・ 太子町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- ・ 太子町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- ・ 太子町内で提供される役務（サービス）その他これに準ずるものであって、この役務の主要な部分が太子町に相当程度関連性のあるものであること 等

## 3. 協力事業者のメリット

- ① 返礼品代（消費税・梱包費用を含めた金額）及び送料については、本町が負担します。人気の返礼品になれば、全国への販路拡大と売上向上につながります。
- ② 返礼品の商品画像や商品名、取扱事業者名、商品説明文等を、全国の方々がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに掲載しますので、商品の PR につながります。
- ③ 町のホームページなどを通じ、町内外に事業者名、商品等が PR できます。
- ④ 返礼品発送時に PR チラシが同封でき、事業者名、商品等が PR できます。

#### 4. 協力事業者にしていただくこと

- ① 町と委託契約した代行業者への申込み
- ② 返礼品の発送業務
- ③ 返礼品代金の精算業務

#### 5. 申込方法

下記の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに太子町政策総務部秘書政策課へ提出してください。

- ① ふるさと太子応援寄附返礼品応募用紙
- ② 返礼品の写真又はパンフレット等で商品内容がわかるもの

#### 6. 協力事業の選考方法

町が申込内容や企業活動等を判断し、協力事業者及び返礼品を決定し、可否を通知いたします。

#### 7. 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、太子町個人情報保護条例及び関係法令を遵守するものとします。また、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて、寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は、対象外です。

#### 8. その他留意事項

- ① 協力事業者は、あらかじめ申込みした返礼品を変更・辞退する場合は、速やかに町へ届出し、承認を受けるものとします。
- ② 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について町へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、町は一切責任を負いません。
- ③ 町は、登録された協力事業者が本要領 1 及び 2 に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。
- ④ 返礼品贈呈業務のうち町が行う業務については、町と委託契約した代行業者が行います。
- ⑤ ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省から見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合があります。
- ⑥ 太子町が活用するふるさと納税ポータルサイト掲載用に提供した返礼品に関する文章や写真等について、太子町が様々な PR 等のため使用する場合があります。

#### 9. 申込み・問い合わせ先

太子町 政策総務部 秘書政策課

TEL:0721-98-5531

FAX:0721-98-4514

E-mail: hisyo@town.taishi.osaka.jp